

**令和8年度次世代産業(ヘルスケア)事業化支援プラットフォーム等運営業務
提案競技 仕様書**

1 業務名

令和8年度次世代産業(ヘルスケア)事業化支援プラットフォーム等運営業務

2 目的

県内中小企業が取り組むヘルスケアビジネス事業に対する、“新規参入” “事業拡大” “販路拡大”に資する広報支援・情報の提供及び県内外の関連企業との交流の場の提供を目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月10日まで

4 委託業務内容

(1) 専用ホームページの開設・管理・運営（広報支援）

- ・県内外のメーカ・ディーラ等との交渉の場を目的として、県内企業30者以内の製品・サービスの掲載を行う専用ホームページを開設する。
- ・掲載希望企業及び県担当者に対し、専用ホームページの編集作業、内容確認等の作業に関する案内を適宜行う。
- ・島根県情報セキュリティポリシーに基づいて適切に運用・保守しセキュリティレポートを適宜、県へ報告するとともに、県の指示に基づきコンテンツを適宜編集する。

(2) ヘルスケアビジネス関連セミナーの開催（情報提供、交流の場の提供）

- ・令和8年6月～8月に、ヘルスケアビジネス関連セミナーを1回程度実施する。
- ・開催セミナーの周知、集客を行い、司会、参加者アンケートを実施する。
- ・開催セミナーには、関連講師を招聘する。
- ・開催セミナーの内容・招聘講師については、県担当者および県が指名するアドバイザーと協議の上、調整する。
- ・なお、本業務の委託費には、セミナーに係る会場使用料、招聘講師の報償費・旅費、案内チラシの作成費等を含む。

(3) 発信力強化支援業務（プロモーション支援）

- ・県内企業に対し、他者との連携や共創の促進を目的とした発信力強化に関する支援を行う。
- ・他者との連携や共創の実現可能性が見込まれ、高い意欲を持つ県内企業を募集し、支援先企業として概ね3者程度を選定する。
- ・支援先企業の募集・選定にあたっては、選定（採点）基準等を県と協議し、定めた上で実施する。
- ・選定した県内企業に対し、情報発信力の強化のための表現等の推敲や、ターゲットの特定等を図るための助言・フィードバック及びその他の必要な支援を各者に対して3回程度実施する。

(4) 独自企画提案業務

その他、「2 目的」に有効な取組で、提案競技において受託者が提案し県と調整を図った業務。

(5) 成果物

次のア～エの内容をまとめ、本業務の成果物として令和9年3月10日までに紙及び電子媒体により、県へ提出すること。

- ア 専用ホームページの管理運営に関する報告書（参加者名簿、アクセス解析、マッチング状況の報告等）
- イ セミナーの実施報告（開催概要、チラシ、アンケート集計結果、開催レポート等）
- ウ 発信力強化支援業務の実施報告
- エ その他、本業務を通じて作成した成果物

5 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、島根県ホームページ上で公開している過年度実施した「次世代産業（ヘルスケアビジネス）の創出」の取組経緯を十分に踏まえること。
※ <https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/syoko/sangyo/chiiki/healthcare/>
- (2) 本業務を円滑・適正に運営するため、責任者及び各担当者等のバックアップ体制を構築すること。
- (3) 本業務の実施にあたっては、本仕様書及び「提案競技実施要領」に基づいて提出した提案書の内容を遵守することとし、県と十分協議すること。
- (4) 本業務における打ち合わせや会議等については、議事録を作成し、適宜、県に報告すること。
- (5) 各種イベントの企画・実施の方針検討や業務の進捗確認のため、県と定期的に打ち合わせを行うこと。打ち合わせは、内容に応じてオンライン・対面のうち適切な手法で実施すること。
- (6) 本業務に係る講師謝金や会場費等の一切の経費は委託費の中で負担する。
- (7) 本業務の経理を明確にするため、受託者は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (8) 成果物の著作権は県に帰属する。また、受託者は第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。
- (9) 本業務の実施において、個人情報等の保護すべき情報の取り扱いに万全の対策を講じること。
- (10) 本業務の実施にあたり、問題等が発生した場合には、県に遅滞なく報告し協議のうえ対応を行うこと。
- (11) 感染症の影響等受託者の責によらない事由により、仕様書に記載された業務の一部が実施できなくなった場合は、県と受託者の協議の上、契約金額を含めて、契約変更する。
- (12) 契約締結前に実施した事項については受託者の責任とし、県は一切の責任を負わない。
- (13) 本仕様書に定めのない事項については、両者協議の上、決定する。